第６回白石町学校統合再編審議会会議録　（要約）

日　時：令和元年９月３０日（月）１９：００～２０：３５

場　所：白石町役場　３階大会議室

出席者

　　　🔶審議会委員１８名

　　　🔶事務局

　　　🔶企画財政課職員

　　　　進行：学校教育課長

１　開会

進行：皆さん、こんばんは。定刻となりました。今日は４人の委員さんから欠席の連絡があっており、２人が遅れるということでありますので、只今１６人の出席です。過半数には達しておりますので、只今から「第６回白石町学校統合再編審議会」を開催致します。

では、お手元の「審議会次第」により進行させていただきます。

２　会長挨拶

進行：松尾会長にご挨拶をいただきます。

会　　　長：皆さん、こんばんは。昼のお仕事の後にこうして集まっていただきまして、大変ありがとうございます。これまで会議は５回を重ねて参りました。それぞれの会で本当に熱心に意見をいただいて来たところであります。いよいよ大詰めと言いますか、半分を過ぎたということで、そろそろ意見の集約もして行かなければならないと思っております。そういったことで、今日も皆さま方、時間の許す限りよろしくご意見お願い致します。ありがとうございます。

進　　　行：ありがとうございました。

３　前回会議録の確認

進行：前回会議録をお配りしていたが、何か誤りや不適切なところはなかったか。

（特になし）

進　　　行：それでは、これで公開とさせていただく。

４　議事

進行：それでは、次第４、議事となるが、ここからの進行については、松尾会長にお願いする。

（１）事務局より資料説明【資料３８～資料４１】

議　　　長：それでは、わたくしが議事を進めて参りたいと思う。ご協力よろしくお願いする。（１）事務局より資料説明をお願いする。

（資料３８～４１について、事務局から説明）

議　　　長：ありがとうございました。只今、資料に基づいて説明があったが、これについて何かご質問があるか。

委　員　A：６ページの資料４０、令和６年度開校予想年度の特別支援学級等の学級数が１１となっているが、前回の資料で、たぶん３つの中学校の特別支援学級数を足した分が書かれているが、特別支援学級に在籍している生徒数からしていくと、学級数はもう少し減るのではないかと思う。

事　務　局：この１１学級というのは、あくまでも各種別ごとに出した数字。特別支援学級は８人までという決まりがあるので、それに基づいて出したものである。なので、例えば１人しかいない種別もあるので、そういう１人のところについては、パーテーションでの対応ではなくても、壁を作って教室を割ったりしての設計も考えられるので、もちろん１１学級という数字にはならないのではないかなとは思っている。

議　　　長：他に何かないか。なければ次に進んでよいか。次は中学校の再編策についての審議である。 前回中学校の再編策については、皆さんからいろいろご意見いただいたところ。今日はこのご意見を基に、事務局が答申案を作成している。まず、その答申案を事務局から説明してもらい、それを基に意見交換を行おうと思う。そして、今日は現時点で、あくまでも現時点で、審議会としての答申案をまとめる予定にしている。まだ、小学校の話をしていないので、中学校の答申案はとりあえずのまとめということ。また、小学校の統合再編の話をする中で、また中学校に話を戻すこともあると思うので、今日の話し合いは、あくまでも中間の答申案をとりあえずまとめるということにしたいと思う。まずは事務局の方から説明をお願いしたい。

　　 （資料４２について、事務局から説明）

議　　　長：ありがとうございました。これまでいろいろと意見を出してもらった。それを踏まえて、ここにこのような形でまとめてはどうかということで、事務局の方で答申案を作成してもらっている。従って、これについて、こういうのを加えたいとか、これはこうすべきではないかとかいろんな意見があるかと思うので、そういった意見を出していただければと思う。

　　　　　　まず１番の適正規模から確認して行くことにする。ここは、設置基準等も踏まえ、学級数は１２～１８学級が適当ということで、この数字になったかと思う。各学年４クラス～６クラスということになるが、これについてはいかがか。

委　員　A：中学校数を１と決めてから、中学校の適正規模・適正配置とした方がわかりやすいのではないかという気がする。１番と２番を入れ替えてはどうか。

議　　　長：資料４２の１番と２番の順序を変えるということか。

委 員 A：２番の（１）を先に持ってくるということ。

事　務　局：通常は適正規模を決めてから、適正配置を決めて行くというやり方が多いので、こういう順番にさせていただいている。諮問の順番も考え、このようにしているので、もしよければ、このやり方でどうかとは思う。

委　員　A：わかりました。

議　　　長：他にこれについて意見はあるか。諮問の順序でというようなことで、事務局から答えをもらったので、そのままということで、進んで行きたいと思う。よろしいか。２番について、何か意見がある方、あるいは修正があればお願いする。

委　員　B：２番に対する意見というわけではないが、前回の審議会で討議した時も、新築は難しいから、この場所しかないよね、という話をしていたが、もう一回諮問のところを読んでみると、統合再編に係る留意点として、「厳しい財政状況を考慮し、極力既存の施設を活用する方法も検討する」と書いてある。ということは、小中とも新設するのが全く駄目ということではないということか。

事　務　局：今後小学校の話の中でも出て来るところだとは思うが、言われるとおり、「既存の施設を利用する方法も考えて」なので、必ずしも既存の施設を利用した統合再編を考えるべきだとは思っていない。もちろん財政的に厳しい面はあるが、これから特に小学校を考える際に、老朽化していく校舎等、児童数が入る校舎なのか、どの位置が良いのかと考えた時に、やはり今の既存の校舎を壊しての新築とか、別の場所に用地買収をしての新築とかいう話が出て来ると思う。その中で、今後の白石町の教育、子どもたちのために望ましいという話になれば、もちろん新築というのも考えられる。今後この答申を受けて、計画を立てていくが、そこは、町の一大事業として取り組んでいくところだと思うので、必ずしも既存の施設を使わないといけないという答申を出していただくということは考えていない。場合によっては、新築もあり得るということで考えていただいて結構。

委　員　B：ありがとうございました。わたくし個人としては、中学校はこの案でいいと思っている。これまでの審議会の時に、絶対既存しか使えないというような話をしていたような気がしたし、他の委員さんたちの中でもそういう気持ちがあったので、もう一度確認した次第。ありがとうございました。

議　　　長：ありがとうございました。令和６年度開校という目標で行けば、新設というのはなかなか難しい。やはり真ん中に新しい校舎を作るのが一番いいわけだが、町の財政状況や、統合する時期等も重ねて検討して行かなければならないと思う。これから小学校の話も進めて行く中で、新設が駄目ではないということも確認ができた。そのことも踏まえて意見を出していただければと思う。２番については、他に何もないか。なければ、３番の学校再編に伴う通学距離増大への対応ということで、スクールバス、コミュニティタクシー等の公共交通機関の運賃補助のことに触れているが、これに対して意見があればお願いしたいと思う。

委　員　B：３の（２）のところで、「スクールバス等を活用する生徒も一定の距離は徒歩、または、自転車通学を前提とすること」と書いてあるが、ということは、集合場所には自転車小屋等を作るといったところが出て来るということか。

事　務　局：おっしゃるとおりで、まずは拠点となる地点を決めなければいけないと思う。もちろん今後答申が出て、開校準備の段階での話し合いになるかと思うが、拠点となる停留所、そういう場所の確保が必要になってくる。福岡県の他の市町の例を見ると、例えば公共施設とか、公民館、スクールバスが停車できるような敷地があるところを選定して、スクールバスの停留所として利用をしている。駐輪場の設置や、児童生徒の待機場所の確保については考えていただかなければならないと思っている。

委　員　B：質問だが、「体力の低下が予想されることから」と書いてあるが、やっぱりそれは大事なことなのか。

事　務　局：これも、一般的に言われていることではあるが、みやま市に聞いたときは、体力の低下が顕著に表れたということを言われたが、それに関するデータ等はない。子どもたちの個々の成長過程があるし、バスを利用したからといって、体力の低下に繋がったというデータがあるわけではない。一因として予想されるということで、今現在入れさせていただいたところである。

委　員　B：やっぱり自力で通学するのが前提ということだからということなのか。

事　務　局：そうですね。あくまでも小学校４㎞、中学校６㎞という通学距離の国の基準があるので、そこは普通に歩いてなり、自転車でなりの通学の話になると思う。それを超える生徒については通学支援をした方がいいということなので、そもそも歩くということ前提に、通学支援は考えて行こうとは思っている。

議　　　長：答申の中に「体力の低下が予想される」ということを入れるかどうかということだと思うが。

委　員　B：個人的には入れなくても良いのではないかと思う。

事　務　局：ありがとうございます。これは委員の皆さま方に、この文言を入れるか入れないか、決めていただきたいと思う。どうぞよろしくお願いする。

議　　　長：この文言を入れるか入れないかということだが、皆さま方どう思われるか。ここは入れなくてもいいか。

委　員　C：北明小学校は、佐賀県でも珍しい自転車通学のある校区です。自転車通学をするから体力が付いたとは言えないと思う。逆に、毎日しっかり長距離を歩いて来る子どももいるので、やはり因果関係はあまり認められないと感じる。わたしもこれは外していいのではないかと思う。

議　　　長：こういった意見だが、入れておかなければいけないという方はあるか。なければ、このまま外すということでいいか。ありがとうございます。

事　務　局：そしたら、（２）の頭から、「スクールバス等の活用により、体力の低下が予想されることから、」この部分について、削除ということでよろしいか。

　　～異議なし～

委　員　D：その「体力の低下が予想される」というのは削除するのはいいと思うが、通学の安全という部分を加えることも必要ではないかと思う。

議　　　長：それは、「５ その他、今後検討すべき事項」のところで入れるようにしたい。５番の部分に、安全確保とあるので、ここでまた文言を考えるということで検討させていただいてよろしいか。他にないか。

委　員　E：３の２行目の「または、既存の公共交通機関（コミュニティタクシー等）の運賃を補助するなど」というところで、基本的にはわたしは全額補助なのかなと頭の中にあったので、この「運賃を補助するなど」というところは必要なのか。例えば「公共交通機関（コミュニティタクシー等）により～」とすれば良いと思う。「補助をするなど」という言葉が、違和感がある。下の方に全額補助とわざわざ入れてあるので、不要だと思う。「運賃の補助をするなど」とわざわざ書いてあれば、あれ？全額無料でないの？と思ってしまう。

事　務　局：上段ではおおまかに書かせていただき、下の方で具体的なことを書かせていただいているので、こういう書き方になっているが、もちろん委員さんが言われるとおり「既存の公共交通機関（コミュニティタクシー等）により、通学支援をする必要がある。」と変更しても良いと思っている。これについても委員さんの意見をお聞きできればと思う。お諮りをお願いする。

議　　　長：ただ今意見が出たが、これについてはどうか。

委　員　F：スクールバスは全額補助ということだが、最大距離を決めてそれ以上の距離の生徒は全額補助ということで、例えば、その最大距離まではないのだが、普段は自転車で通学していて、雨の日等、どうしてもバスを使いたいという生徒も出て来ると思う。今は親が送迎しているところも多いとは思うが、３校合同になると親の送迎も交通渋滞になったりすると思う。そうなると雨の日はバスを使いたいという生徒が出て来た時に、バスを利用できるものなのか。

事　務　局：前回も申したように、他市町の例でいうと、バス利用は申請制になる。事前に、年度内に利用しますということで、その対象区域の方が申請できるかたち。もちろん委員さんが言われる通り、そういうことを言われる方がいるかもしれないが、例としては、その日バスに乗る乗らないというのが確認できなければ、安全上どうなのだろうという問題も出て来るので、そういうことは他の市町ではやられていない。ただ、今後別の組織での具体的な話をするときには、そういうことも話すべきだとは思っている。今現在ではそういうことは安全上考えていない。中学校内には安全確保の為の停留所とか、そういう場所を確保しなければならないし、雨天の場合も、今の状況だったら、混雑はするだろうと思っている。ただ、考え方によっては社会体育館の駐車場とか近くにあるので、その辺も利用した形で考えて行くべきだと思っている。

委　員　F：申請して必ず利用する生徒には全額補助するが、雨の日だけ利用する生徒は一部補助するというのであれば、これでもいいのかなと思った。

事　務　局：基本的にスクールバスは全員無料。料金を取ると法律的に許可を受けなければならないので。スクールバスでは運賃を取るのではなく、運賃を取るというのはあくまでもコミュニティタクシーとか公共交通機関を利用した場合のものになり、これも申請制になる。

委　員　F：ならば、補助ではなく全額補助で。

議　　　長：（１）のところに全額補助と書いてある。運賃を補助しますよ、と前文で言って、補助の中身は全額ですよ、ということなので、別にこの文章はおかしいことでもないし、違和感はないと思うが。

委　員　E：わたしが、運賃の補助に割合があるのかなという感じがしたもので。全額補助と最初から書いてあれば、みんないかなることがあっても、無料なのだと捉えてもいいが。補助をするという表現になると、補助というのは当たり前の金額があって、そのうちの一部または全部を補助するというような感じがしてしまう。

事　務　局：委員さんがおっしゃるのは前文のところが、全額なのか一部なのかが不明確ということか。

委　員　E：こだわることでもないので、そのままでもいいと思う。わたしが違和感を感じたので...というところ。

議　　　長：基本的に上で補助をするとかしないとか、全額だとか一部補助だとかというようなことは書いていないわけで。わたしとしてはこのままでもいいのかなと思うが。どうか。このままでいいか。何か他に意見があれば、お願いする。

委　員　G：スクールバスについて質問というか、さっき他の市町では範囲内では使わないということだったか。

事 務 局：例として７㎞地点から通学している生徒がいるとする。その生徒の通る道は当然ある。今後の話になってくると思うが、教育委員会での考え方では、希望する生徒については、通り道だから、例えば２㎞地点まで乗せていくという感じ。教育委員会が許可する生徒については最短で乗っていくようなやりかたもある。あくまでも４㎞、６㎞以上でなければ乗せないということではない。

委　員　G：中学校の統合理由のひとつに部活動の件がある。福富中なんかは特に文化部がなかったわけで、統合するとその部活に入れるわけで、今より部活動に入る生徒が増えてくると思う。やはり運動部関係になると、学校の配慮で、暗くなる前に早く帰すよう配慮いただいているが、試合の前や、人数が増えると盛んにもなってくる反面、安全に帰宅させないといけないなど、そこら辺の問題も出て来るだろうし、部活の終了時間に、スクールバスがどれだけ運用できるのかというのも、今後ひとつの問題になってくるのかなと思う。活用するのであれば、きちっとした枠を作ってやるべき。例えば、部活で遅くなる時は親が迎えに来るというのもあるだろうし、いろんなケースが出て来ると思う。そこを想定しながらスクールバス、コミュニティタクシーを利用するということになると、結構な量になる可能性もあるかなと思う。

事　務　局：ありがとうございます。前回も部活動に関するスクールバスの件が出たところ。バス利用をする生徒はする、しない生徒はどうにかして親が迎えに来ているという現状がある。また別の市については、スクールバスを２回運行するところもある。部活をしない子が帰宅する時と、部活が終わった時間にもう１回出すというかたちがある。また、２回の運行はしないが、公共交通機関の運賃は補助するとか、タクシーの運賃補助とかいろんなかたちがある。今回は、そこまで具体的な話はできないと思うが、今後、具体的な話をする際には、そういう詰めた話、おおまかなかたちは決めていく。個々すべての解決はなかなか難しい面もあるかとは思うが、なるべくそれに対応するようなかたちで、話はしていかなければならないとは思っている。

委　員　G：さっき、安全面の件も言ってもらったが、通学距離が遠くなるわけだから、暗くなってから帰宅する女子生徒とか、安全を確実に考慮していくということは、していかなければならないと思う。

議　　　長：そういった具体的なことを答申案に入れるかどうかということになるが。

委　員　H：この３のところに、公共交通機関と書いてあるが、これは例えば、有明地区の駅の目の前にある家から白石駅まで電車に乗って来る生徒がいたとして、そのJRの公共交通機関の費用というのは、補助しなければいけないようになってしまうのだが、そのあたりはどうなのか。

事　務　局：そこまでの具体的な話はできていないので、お答えしかねる。

委　員　H：「白石町が指定する公共交通機関」とすると、そういうことがなくなるかなと思う。

事　務　局：ありがとうございます。

議　　　長：今の意見だとか、部活動の時の意見だとかというのは少し入れた方がいいということであれば、答申案を修正したいと思うが、その辺りはどうか。あくまでもこれは、答申なので、具体的な案はこの答申案をもらった町なりが、議会とも議論しながら決めて行く部分でもある。詳細の部分まで答申の中に盛り込むというところまではしなくていいと思う。基本方針を答申するというのが諮問に対する答えだと思う。諮問自体、あまり詰めたかたちではされていないので、そこまで突っ込んで書くのかどうかというのも、少し議論しないといけないと思う。

委　員　D：２番の適正配置の中に、「部活動が衰退しない」というふうな文言がある。視察に行ったときに人数が少ないから部活ができない、部活動数の問題もあった。この「部活動が衰退しない」ようにするには、バスの時間があるから、部活はここでおしまいだとかいう話にならないようにしないといけないと思う。部活数が増え良いことなのに、スクールバスにより制限されるとなると、おかしな話になるのではないかと思う。

事　務　局：部活動が、スクールバスの運行時間により制限されることは、まずないと思う。先日校長が、申されたとおり、働き方改革等で部活動もかなり制限が入ってきているし、冬季の時間は暗くなったらやめるように、学校もすごく頑張られているので、バス運行の為に部活動が衰退するということは、今のところ考えていない。そこはまた、別に考えなければいけないことかなとは思っている。

議　　　長：少し、ここで休憩いただき、今までの議論を事務当局と整理したいと思う。８時１５分まで休憩とする。

　　～休憩後再開～

事　務　局：休憩時間を１５分までとしていたが、皆さんお揃いなので再開してもよいか。わたくしの方から、お話をさせていただきたいと思う。先程、部活動とスクールバスの件、JRを使った場合という具体的な話をいただいた。大変ありがとうございます。ただ、今回は諮問に対して、皆さまの方から答申をしていただくところ。この審議会が終わった後、具体的な話をしていく中で、今度は開校準備委員会というのを組織する必要がある。今の審議会委員の方々がそのままということではなく、また一旦ここは区切ったうえでの話。答申を受けて、今度は具体的に、例えばスクールバスの運行の仕方、距離の問題、補助の対象とする乗り物、校歌、校章といった準備が必要になる。そういうことで、ここで出た具体的な案や意見も参考にしながら進んで参るので、この答申に関しては、おおまかなところでの方針を決めていただきたいと思う。具体的なことはまた次の段階での話となるということで、ご了解をお願いしたいと思う。よろしくお願いする。

議　　　長：すみません。わたくしの司会が不行き届きであった。諮問を受けたということで、その諮問について答申をするということにする。先ほど事務局から話があったように、具体的なことは、また開校準備委員会等の準備に向けての委員会がまた立ち上がるようなので、そこで、具体的に検討してもらうということで、今日出た意見も参考にしてもらいながら、開校準備の方で具体的に詰めてもらう。我々としては、諮問されたことについて、答申をしていくというかたちにしたいと思うので、よろしくお願いする。

　　　　　　いろいろと意見を聞いた。ありがとうございました。他に何かないか。そういったことを頭に入れながら今後開校準備委員会に繋ぎたいと思う。

委　員　B：ひとつお願いしたいところがある。２番の中学校の適正配置のところで、「部活動が衰退しない」とあるが、マイナスのようにしか聞こえないので、「多様な部活動を選択できる」という文言にした方がいいのかなと思う。

議　　　長：今のは前向きな表現にしたらどうかという意見。これについては、どうか。そのかたちがいいというふうに思うので、ここはこういった趣旨で整理させていただきたいと思う。他に何かないか。

　　　　　　４番、５番、全体的なことでも、意見があればお願いする。またこれが最終ではないので、小学校の統合再編を進めて行く中で、この中学校の答申案に戻って、見直すとか、あるいは表現を考えて行くこともあり得るので、当面これでまとめるという位置づけで、審議をしていただきたいと思う。小学校の答申と言葉を合わせるということもあるし、やりかたも小学校と合わせないといけないということもあるかもしれない。そこはまたのちほど、小学校を議論しながらでも、中学校の方に戻るということ、あるいは小学校と中学校を見比べてみるというようなこともやっていきたいと思う。先程、安全の話があったが、この部分は大丈夫か。他に何かないか。なければ、当面この答申案でまとめておくということでよいか。ありがとうございました。

　～答申案の文言整理～

資料４２

　２　中学校の適正配置の具体的方策について

２行目　「部活動が衰退しない」　→　「多様な部活動を選択できる」へ変更

　３　中学校の学校再編に伴う通学距離増大への対応

（２）「スクールバス等の活用により、体力の低下が予想されることから、」を削除

議　　　長：これでよいでしょうか。それではこれを案としてまとめたいと思う。

事　務　局：それでは、現段階での中学校案がまとまったので、次に小学校の方に移る。教育委員会が考えた素案を中学校でも提示させていただいたが、今日は小学校の素案を提示して読み上げて説明をしたいと思う。今日は時間がないので、次回から意見交換というかたちでいろんなデータを示しながら行いたい。

　　（資料４３について、事務局から説明）

事　務　局：補足する。これについては、平成３０年に作成した教育委員会の素案である。中学校の素案と同様、これに制約をするものではない。次回の審議会で、３校になった場合のデータ、例えば児童数、学級数、教職員数等を示す予定としている。また、それと比較するデータとして、例えば１校、２校の同データも作成し、今後の審議でどのような学校数が適正なのか、この審議会の答申を受けて、審議していただく予定である。もちろん、ここでは既存施設の利用ということばかり書いているが、審議をする中で既存では無理だという話も出て来るので、先ほど委員さんからの確認があったように、新設する話も出て来るとは思っている。それでは、これから、この教育委員会の素案を作成した経緯について、教育長より説明をしていただく。

教　育　長：委員の皆さま、熱心な審議ありがとうございます。さていよいよ、小学校の素案を示させていただきました。小学校は中学校と違って、義務教育の基盤になるもので、しかも地域との結びつきが非常に強いというところがあります。素案の中にいろいろと書き込めていないところをいくつか説明させていただきたいと思います。３点です。

１つは、将来の見通しをどういうふうに考えるかということです。皆さま方もいろいろお聞きになっていると思いますが、現在の子どもたちが社会の主役となって活躍する時代、今の仕事の50％が自動化になり、65％が今ない職業に就くようなことになるという意見が出ています。いわゆるAI（人工知能）が入ってくる時代になります。そういった中で、AIに変えられない能力をいかに育てて行くかというようなことが、大きな課題となってくるわけです。そうしますと、従来のように知識を蓄えて、競争することを基本とする学びというのは、もう成り立たなくなっているのです。特に他者と共に自らの力で、自分の人生を作りあげて生き抜いて、社会の持続可能性を固めていくというようなことが求められているわけです。具体的には、較差の拡大により貧困問題が盛んに言われていますが、貧困の状態から、いわゆる仲間の力を借りて自分の力で脱するというような力を培って行かなければなりません。これまでのように、ひとつの価値観を共有して、競争中心の社会から、そうではなくて、多様な価値観の中で、その価値を組み替えながら、創意工夫して、能力の競い合いから、能力の寄せ合い、出し合い、そのことによってその成果を共に喜ぶような社会づくりということに力を注いでいくことになってくると思います。

２点目です。そしたら、子どもたちが将来を逞しく生きる力をどのように育むかということになりますが、子どもたちの生きる力は２通りあると思います。１つは、認知的能力。いわゆる、読み・書き・そろばんに当たるもの。これは学校が中心となって、今盛んにやっております。こればかりが非常に脚光を浴びていますが、もうひとつ、大事なものがあって、非認知的能力というのがあります。明るさ、思いやり、優しさ、共感する力、我慢する力、続けていく力、復元力、なにか失敗したときに立ち直る力、あるいはやる気、こういったものです。２番目に言ったこの部分が、実はAIではなかなかできないことであって、本来の読み・書き・そろばんよりも、こちらの方が生きる力の根幹になる部分です。これらの力の習得が、学校だけでできるのか？これはできないと文科省も言っています。だから家庭や地域と連携をして進める。このことを社会に開かれた教育課程という表現で示しているわけです。学校だけではできません。今まで以上に、家庭・地域と学校は、家庭・地域が学校を支えるのではなく、車の両輪でなければならないということです。今進めているコミュニティ・スクールもこのことの一環としてやっているわけです。

次に３番目です。先ほど申しましたAIが取って代わることのできない力、これは、他者と共に自らの力で自分の人生を作り上げて行く、生き抜いていく、社会の持続可能性を高めていく、ということを申しましたが、これに一番求められるのは社会性であります。社会性なんです。この力を養うのが、小さい頃からできるだけ、家族を含めた地域の大人たちと多くの交流を持つこと。こういった中で、子どもたちは多様な人々の間で育って、多様な価値観を見出して、それを基に育っていくわけです。

そういうことで、あくまでたたき台として３校の案を出しました。これはベストではありません。あくまでもたたき台です。ただ、今話したことで、例えば白石町に小学校１校とした場合、どうなるのか。例えば、登下校は多くの子どもたちがスクールバスを利用することになります。そうすると、登下校の安全は随分高まります。でも、地域から子どもたちの登下校の姿がなくなります。そうなると、今頑張っていただいている見守り隊の活動もなくなります。行き帰りの中で、子どもたちといろんな人が関わるという交流も減ります。こういうことで、結局地域の中で、なかなか子どもが日常的に見えないという状況が生まれますので、地域の子どもたちに対する関心が薄れ、社会力の育成は大幅に後退するのではないかということで、この素案を出しているわけです。社会を育成するコミュニティ、もちろん２万人を切ろうとする中での８校というのは、とても賄いきれないという財政面の要因もありますので、こういったことを考えて、原案を出しています。繰り返しますが、この案はあくまでもたたき台です。教育は１００年の体系という言葉があります。今、この案は町の財政を忖度したかたちになっていますが、それで、既存の施設の活用等の案を出しているわけですが、先を考えて、お金は掛かるが、他の場所に思い切って新設する案もあるじゃないか、ということもあるわけです。そういう意味では、どうぞ、今までの中学校以上の審議をしっかりお願い致したいと思います。よろしいでしょうか。示した案はあくまでもたたき台です。どうぞよろしくお願い致します。

５　連絡事項

1. 第７回審議会の開催日について

　 　第７回審議会　　１０月１７日（木）　１９時～　　役場３階大会議室

1. その他

６　閉会